

○総務省令第六十六号

地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の一部及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改める。

第一条の十第一項を削り、同条第二項中「第七条の四の二第二項第二号ロ」を「第七条の四の二第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「、第四号ロ」を削り、同項を同条第二項とする。

第三条第一項の表中(五)の項を削り、(六)の項を(五)の項とし、(七)の項を(六)の項とし、同表(八)の項中「第五十三

条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三條第三十八項及び第三十九項」に改め、同項を同表(七)の項とする。

第三條の二の二第一項中「第九條の八の六第三号」を「第九條の八の五第三号」に改め、同條第二項中「第五十三條第三十七項」を「第五十三條第三十四項」に改め、同項第三号中「第五十三條第三十六項」を「第五十三條第三十三項」に改める。

第三條の三を削る。

第三條の三の二(見出しを含む。)中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第三十八項」に改め、同條を第三條の三とする。

第三條の三の三(見出しを含む。)中「第五十三條第四十五項」を「第五十三條第三十九項」に改め、同條を第三條の三の二とする。

第三條の四第一項中「第九條の九の八第三項」を「第九條の九の四第三項」に改め、同條第二項中「第九條の九の八第三項」を「第九條の九の四第三項」に改め、同項第三号中「第九條の九の八第三項第四号」を「第九條の九の四第三項第四号」に改める。

第三条の四の二第二項第二号中「第九条の九の八第一項各号」を「第九条の九の四第一項各号」に改める。

第三条の四の三第一項中「第九条の九の九第三項」を「第九条の九の五第三項」に改め、同条第二項中「第九条の九の九第三項に」を「第九条の九の五第三項に」に改め、同項第三号中「第九条の九の九第三項第四号」を「第九条の九の五第三項第四号」に改める。

第三条の四の四第二項第三号中「第九条の九の九第一項各号」を「第九条の九の五第一項各号」に改める。
第三条の六を次のように改める。

第三条の六 削除

第三条の九を次のように改める。

第三条の九 削除

第九条の七を次のように改める。

第九条の七 削除

第九条の八第一項及び第二項中「第四十八条の九の十四第一項」を「第四十八条の九の十六第一項」に改め、同条第三項中「含む。」の下に「並びに第三百二十一条の七の九第三項並びに政令第四十八条の九の

十四第二項並びに第四十八条の九の十五第二項及び第七項」を加える。

第十条の二第一項中「第七百三十四条第二項第三号」を「第七百三十四条第二項第二号」に改め、同項の表中(五)の項を削り、(六)の項を(五)の項とし、(七)の項を(六)の項とする。

第二十四条の二十二中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改める。

第二十五条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第七百四十八条第一項の承認」を「第七百四十八条の承認」に、「掲げる同項」を「掲げる同条」に、「地方税関係帳簿（以下第二十八条まで）」を「地方税関係帳簿（以下第二十九条まで）」に、「係る同項」を「係る法第七百四十八条」に改め、同項第二号中「第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項若しくは第三項」を「第七百四十八条又は第七百四十九条第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「第七百四十八条第一項の表」を「第七百四十八条の表」に、「法第七百四十八条第一項の各号」を「同表の各号」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第二十六条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「の承認を受

けている法第七百四十八条第一項」を「の承認を受けている法第七百四十八条」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に、「当該承認を受けている法第七百四十八条第一項の表」を「当該承認を受けている同表」に改め、同項第一号ロ(1)中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「前条第一項第一号イ」を「前条第一号イ」に改め、同項第四号中「日本工業規格」の下に「(工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。)」を加え、同項第五号中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「前条第一項第四号」を「前条第四号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第七百四十九条第三項に規定する総務省令」を「第七百四十九条第二項に規定する総務省令」に改め、同項第一号中「第七百四十八条第一項又は第二項」を「第七百四十八条」に、「法第七百四十九条第三項に規定する地方税関係帳簿書類(以下第二十九条までにおいて「地方税関係帳簿書類」という。)」を「地方税関係帳簿書類の」を「地方税関係帳簿の」に、「第七百五十条第一項又は第二項」を「第七百五十条第一項」に改め、同項第二号中「第一項又は第二項」を削り、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「第七百四十九条第三項」を「第七百四十九条第二項」に、「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、「又は同条第二項に規定する法

人」を削り、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十七条第一項中「第七百五十条第一項又は第二項」を「第七百五十条第一項」に改め、同項第二号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第三号中「又は同条第二項に規定する代える日」を削り、同項第四号中「又は第二項ただし書」を削り、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同項第五号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第三項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改め、同条第四項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改め、同項第二号及び第三号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第四号中「又は同条第二項に規定する代える日」を削り、同項第五号中「又は第二項ただし書」を削り、「これらの規定」を「同項ただし書」に改める。

第二十八条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、「第七百四十九条第三項」を「第七百四十九条第二項」に改め、同

項第二号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第三号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改め、同項第四号中「又は電磁的記録による保存をやめようとする地方税関係書類」を削り、同条第二項中「（地方税関係帳簿書類）を削る」を削る。

第二十九条第二項第五号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

附則第三条の二の十七中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改め、同条を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条第十四項第一号の行為）

第三条の二の十七 法附則第十一条第十四項第一号に規定する総務省令で定める行為は、更地である土地の上の家屋を新築する行為とする。

附則第四条の四第九項第一号中「（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）」を「（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）」に改める。

附則第六条第十八項中「重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に改める。

附則第十五条の見出し中「第七項」を「第六項」に改め、同条第一項中「第七項」を「第六項」に、「第十八条の九第一項」を「第十八条の九第二項」に、「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、同条第二項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

（政令附則第十八条の二第二項又は第六項の明細書等）

第十六条 政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する総務省令で定める明細書は、租税特別措置法施行規則第十八条の十第二項において準用する同令第十八条の九第二項に掲げる項目を記載した上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書とする。

2 政令附則第十八条の二第三項又は第七項の規定により読み替えられた同条第二項又は第六項に規定する総務省令で定める事項は、租税特別措置法施行規則第十一条の三第六項各号に掲げる事項とする。

附則第十七条第一項中「附則第三十五条の三第六項若しくは第十四項」を「附則第三十五条の三第八項若

しくは第十八項」に、「附則第十八条第二項又は第七項」を「附則第十八条の二第二項又は第六項」に、「附則第十八条の四第三項」を「附則第十八条の四第四項」に改め、同条第二項中「附則第十八条の四第三項に」を「附則第十八条の四第四項に」に改め、同項第一号中「附則第十八条の四第三項又は第六項」を「附則第十八条の四第四項又は第八項」に改め、同項第二号中「、同項第七号イ」を「及び同項第七号イ」に改め、「及び同条第四項各号に掲げる金額」を削る。

附則第十九条第一項中「第十一項第一号」を「第十三項第一号」に、「、上場株式等の譲渡」を「、法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の特定譲渡」という。）」に、「上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この項において同じ。）の譲渡」を「上場株式等の特定譲渡以外の上場株式等の譲渡（以下この項において「上場株式等の一般譲渡」という。）」に、「当該上場株式等の譲渡」を「当該上場株式等の特定譲渡」に、「年分の株式等」を「年分の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「上場株式等以外の株式等の譲渡」を「上場株式等の一般譲渡」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第三十五条の二第一項又は第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項又は第五項に規定する

上場株式等」に改める。

附則第二十条第四項中「第三条第三号」を「第五条第二項第三号二」に改め、同条第六項中「附則第三十条の三第六項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第八項又は第十八項」に改め、同条第七項及び第八項中「附則第三十五条の三第四項又は第十二項」を「附則第三十五条の三第六項又は第十六項」に、「同条第三項又は第十一項」を「同条第五項又は第十五項」に、「又は第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」を「若しくは第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第三十五条の二の二第一項若しくは第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の三第六項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第八項又は第十八項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四条の二十二の改正規定並びに附則第三条の二の十七、第四条の四第九項第一号及び第六条第

十八項の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定及び附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行規則の項の改正規定に限る。） 公布の日

二 第九条の七及び第九条の八の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十八年十月一日

三 附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の改正規定並びに附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定のうち「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改める部分及び「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改める部分に限る。） 平成二十九年一月一日

四 附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に一条を加える改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則

「という。」附則第三条の二の十七の規定は、同号に定める日以後の地方税法附則第十一条の四第一項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第三条 新規則附則第六条第十八項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に取得される地方税法附則第十五条第四項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課すべき平成二十六年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された同項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第四条 新規則第二十四条の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、附則第一条第一号に掲げる規定による改

正前の地方税法施行規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十四」を「第四十八条の九の十六」に改め、同条第七号中「第四十八条の九の十四」を「第四十八条の九の十七」に改める。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第六条 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」を「第三十四項、第三十八項及び第三十九項」に、「第二十三項及び第二十八項」を「及び第二十三項」に、「第五十三条第三十七項については第一条第二項において、第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三条第三十四項、第三十八項及び第三十九項」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中「第七条の四の七第一項」を「第七条の四の六第一項」に改め、「（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」、「第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）」、「第二十条の二第一項（」を「並びに第二十条の二第一項（これらの規定を」に改め、同表地方税法施行規則の項中「第二条の五第一項」を「第二条の五の二第一項」に改める。